

市川市公式W e bサイトに掲載する広告の取扱いに関する要領

第1条 この要領は、市川市（以下「市」という。）がインターネット上に公開している市川市公式W e bサイト（以下「サイト」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載することのできる広告の内容に関する基準）

第2条 サイトへの広告の掲載は、市川市公式W e bサイト広告掲載基準（令和5年1月31日施行）に従い行うものとする。

（広告掲載の優先順位）

第3条 広告掲載の優先順位及び第6条の規定により広告掲載料を決定する際の市内又は市外の区分は、次のとおりとする。

ただし、広告掲載を希望するもの（以下、広告元）の代理者が申込を行う場合、市内または市外の区分は代理者ではなく広告元を基準とする。

順位	広告の申込者	区分
1	市内に事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）を有する国、公共団体、公共的団体、公益社団法人又は公益財団法人その他これらに類するもの（以下この表において「国等」という。）	市内
2	市内に事業所等を有しない国等	市外
3	1の項及び2の項に定めるもの以外の者又は団体で、市内に事務所等を有するもの	市内
4	その他の者又は団体	市外

（広告掲載の位置）

第4条 広告を掲載する位置は、サイト上で市が指定した場所とし、10枠までとする。

（広告の規格等）

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 天地 120ピクセル

(2) 左右 340ピクセル

(3) 100キロバイト以内とし、形式はG I F、P N G又はJ P E Gとする。ただし、アニメーションなど動きのあるもの及び透過するものは不可とする。

2 広告原稿は、前項の規格により申込者の負担により作成するものとする。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、次の表のとおりとする。

掲載場所	第3条の区分	広告掲載料
トップページ	市内	月額 27,000円(税込)
	市外	月額 30,000円(税込)

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、毎月1日から末日までの1月単位とし、連続する掲載期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において最大12月とする。

2 広告の掲載は、毎月1日の午前中に行うものとする。ただし、その日が次の各号のいずれかに該当する場合は、その日以降最初の平日（第1号及び第2号に掲げる日並びに1月2日及び3日を除く日をいう。以下同じ。）を掲載開始日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 広告掲載期間内に、広告が掲載されているページが連続して1日以上公開されなかった場合は、その日数に応じて、掲載期間を延長できる。ただし、次に掲げる事由の場合は、広告掲載期間の延長は行わないものとする。

(1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検及び修理、補修、改良等に伴う停止

(2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災

(3) 悪意を持つ第三者による市のコンピュータへの不正アクセス等に起因する停止

(4) 通信回線等の事故、障害による停止

(5) 災害時等にやむを得ず、緊急ページに移行した場合

(広告掲載の募集、申込み及び承諾)

第8条 広告掲載の募集は、サイトにより行う。

2 申込者は、広告を掲載しようとする月の前々月の最初の平日から、前月の3日（以下「申込締切日」という。）までに、市長が指定する方法により、市川市公式Webサイトバナー広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、申込締切日が前条第2項各号に掲げる日及び1月3日である場合は、申込締切日以降の最初の平日までに提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、第3条に規定する優先順位に従って、サイトへの広告掲載の諾否を決定するものとする。この場合において、同一の順位の申込みについては、掲載期間の長いものを優先とする。さらに同一の順位の申込みとなる場合は、申込みが早い者を上位の順位とし、サイトへの広告掲載の諾否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により広告掲載を承諾したときは、市川市広告Webサイトバナー広告掲載承諾通知書（様式第2号）により、広告掲載を不承諾したときは、市川市公式Webサイトバナー広告掲載不承諾通知書（様式第3号）により、申込締切日（その日が第2項後段の申込締切日以降最初の平日に当たるときは、当該平日）の翌日から起算して14日以内に行うものとする。

- 5 広告掲載を承諾する旨の通知をしたにもかかわらず、第10条の規定により指定された期日までに広告掲載料を納付しないときは、市長は、当該承諾を取り消すことができる。この場合において、当該承諾を取り消したときは、市長は、市川市公式Webサイトバナー広告掲載承諾取消通知書（様式第4号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。
- 6 第2項の規定により申込書を提出すべき期限が経過する日において申込みの数が募集枠に満たない場合において、市長が必要と認めるときは、申込者は申込締切日の属する月の15日（その日が前条第2項各号に掲げる日に当たるときは、その日以降の最初の平日）まで第2項の規定により申込書を市長に提出することができる。
- 7 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、第3条に規定する優先順位に従って、サイトへの広告掲載の諾否を決定するものとする。この場合において、同一の順位の申込みについては、掲載期間の長いものを優先とする。さらに同一の順位の申込みとなる場合は、申込みが早い者を上位の順位とし、広告掲載の諾否を決定するものとする。
- 8 第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第4項中「申込締切日（その日が第2項後段の申込締切日以降の最初の平日に当たるときは、当該平日）」とあるのは、「第6項の規定により申込書を提出すべき期限」と読み替えるものとする。

（Webサイト広告運営委員会）

第9条 市長は、サイトへの広告掲載を適正に運営するため、庁内にWebサイト広告運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 広報広聴課長
- (2) 法務課長
- (3) 契約課長
- (4) 商工業振興課長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は広報広聴課長を、副委員長は法務課長をもって充てる。

4 委員会の会議は、広告掲載の諾否に関して疑義が生じた場合等において、委員長が必要と認めるときに開催する。

5 委員会の事務は、広報広聴課において処理する。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告掲載の承諾を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載期間の広告掲載料の全額を指定された期日までに納付しなければならない。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、次に掲げるいずれかの事由があるときは、サイトへの広告掲載を取り下げることができる。

(1) 自己の都合により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(2) 市から広告の掲載位置又は規格の変更をする旨の通知があったとき。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、市川市公式Webサイトバナー広告掲載取下げ申出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項第1号の規定により広告掲載を取り下げた場合であっても、納付済みの広告掲載料の返還、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

（広告掲載料の返還）

第12条 広告を掲載する期間において、第7条第3項の規定を除き、市の責めに帰する理由によりサイトが連続3日以上閉鎖されたとき又は前条第1項第2号に規定する通知があったことにより、広告主が同条第2項の規定により市川市公式Webサイトバナー広告掲載取下げ申出書を提出したときは、1月を30日として閉鎖された日数分を日割り計算して広告掲載料を返還する。この場合において、その金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する権利の全てについて処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（広告内容等の変更）

第14条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWebサイトの内容等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの要領に違反していると判断したときは、広告主に対して、期限を指定して、広告の内容等の変更をするよう求めることができる。この場合において、市長は、併せて当該変更後の広告原稿を市長が指定する方法により提出するよう求めることができる。

（広告掲載の削除）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載の決定を取り消した上で、広告の掲載を削除するものとし、市川市公式Webサイトバナー広告掲載削除通知書（様式第6号）により、広告主に通知するものとする。

(1) 前条の規定により広告内容の変更又は当該変更後の広告原稿の提出を求められたにもかかわらず、広告主が指定された期限までにこれに応じないとき。

(2) バナー広告の内容又はリンク先Webサイトの内容等が、法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの要領に違反するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

- (3) 広告主が法令及びこの要領に違反する行為を行ったとき。
- (4) その他市長がサイトに掲載することが不相当と認めたとき。

2 前項の規定により広告の掲載を削除した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。
(広告掲載の証明)

第16条 第10条の広告掲載料を納付した広告主は、市長に対し、市川市公式Webサイトバナー広告掲載証明申請書(様式第7号)によりサイトに広告が掲載されたことの証明書の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、広告掲載料の納付を確認したときは、市川市公式Webサイトバナー広告掲載証明書(様式第8号)を広告主に交付するものとする。

附 則

この要領は、令和5年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月9日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

市川市公式Webサイトバナー広告掲載申込書

年 月 日

市川市長

市川市公式Webサイトに掲載する広告の取扱いに関する要領を承認した上で、同要領第8条第2項又は第6項の規定により、次のとおり申し込みます。

申込者の名称	
事務所等の所在地	〒
フリガナ 代表者 氏名	
業 種	
フリガナ 担当者 氏名	
連絡先	電話番号 FAX
メールアドレス	
市内事務所または 事業所の有無	<input type="checkbox"/> 市内に事務所または事業所を有する <input type="checkbox"/> 市内に事務所または事業所を有しない
掲載希望期間（掲載期間は1月単位で最大12月です） 年 月 から 年 月 まで（ 月分）	
リンク先URL	
備考	

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

市川市長

市川市公式Webサイトバナー広告掲載承諾通知書

年 月 日付けで申込みのあった市川市公式Webサイトの広告掲載を次のとおり承諾したので通知します。

1. 広告掲載期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
2. 広告掲載ページ
3. 広告掲載料 円
4. 納入方法 年 月 日までに同封の納入通知書によりお支払いください。
5. その他
 - (1) 上記の広告掲載期間以後も広告掲載を希望するときは、市川市公式Webサイトバナー広告掲載申込書にて申込みをしてください。
 - (2) 指定された期日までに広告掲載料が支払われないときは、市川市公式Webサイトに掲載する広告の取扱いに関する要領第8条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、広告掲載の承諾を取り消すことがあります。
 - (3) 市川市公式Webサイトに掲載する広告の取扱いに関する要領第15条第1項の規定により、広告掲載の削除をすることがあります。
 - (4) 広告掲載を取り下げた場合であっても、市川市公式Webサイトに掲載する広告の取扱いに関する要領第11条第3項の規定に該当する場合は、納付済みの広告掲載料の返還、損害賠償の支払い等はしません。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

市川市長

市川市公式Webサイトバナー広告掲載不承諾通知書

年 月 日付けで申込みのあった市川市公式Webサイトのバナー広告掲載を次のとおり不承諾したので通知します。

不承諾の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

市川市長

市川市公式Webサイトバナー広告掲載承諾取消通知書

年 月 日付けで決定した市川市公式Webサイトのバナー広告掲載について、
次のとおり掲載の承諾を取り消したので通知します。

取消理由

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

市川市長

市川市公式Webサイトバナー広告掲載取下げ申出書

市川市公式Webサイトに掲載する広告の取扱いに関する要領第11条第1項及び第2項の規定により、バナー広告の掲載の取り下げを申請します。

広告主の名称	
事務所等の所在地	〒
代表者又は氏名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号 FAX
メールアドレス	
掲載中止希望月	年 月から取下げ
備考	

様式第6号（第15条関係）

年 月 日

様

市川市長

市川市公式Webサイトバナー広告掲載削除通知書

年 月 日付けで広掲載の承諾を受けて掲載している広告は、市川市公式Webサイトに掲載する広告の取扱いに関する要領第15条第1項の規定より、次のとおり削除したので通知します。

削除理由

様式第7号（第16条関係）

年 月 日

市川市長

市川市公式Webサイトバナー広告掲載証明申請書

市川市公式Webサイトに掲載する広告の取扱いに関する要領を承認した上で、同要領第16条第1項の規定により、次のとおり広告掲載証明書の交付を申請します。

広告主の名称	
事務所等の所在地	〒
代表者又は氏名	
決定通知番号	
担当者氏名	
連絡先	
メールアドレス	
備考	

様式第8号（第16条関係）

年 月 日

様

市川市長

市川市公式Webサイトバナー広告掲載証明書

年 月 日付けで申請のあった市川市公式Webサイトバナー広告掲載証明について次のとおり証明します。

広告主名（法人・団体名・氏名）	
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しました